

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号	1-005828
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	1-005526
沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	1-005225
日本無線株式会社	東京都中野区中野四丁目10番1号	1-004255
株式会社日立国際電気	東京都千代田区外神田四丁目14番1号	1-005088

2 指名停止措置期間

- 1に掲げる者のうち、平成29年 3月 9日～平成29年 9月 8日（6か月間）
 1に掲げる者のうち、～平成29年 3月 9日～平成29年 6月 8日（3か月間）

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

1に掲げる者は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが受注できるようにすることなどにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成29年2月2日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者であるとして公表された。

なお、5者のうち、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社及び株式会社日立国際電気は、課徴金減免制度の適用を受けている。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法3条の違反業者とされており、「常陸太田市建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成2年3月30日付け告示第21号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第6号に該当すると認められる。なお、1に掲げる者のうち、～の業者については、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止措置要領第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

< 指名停止措置要領別表第2 >

措 置 要 件	期 間
第2条第1項別表第2 （独占禁止法違反行為） 6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（4号及び5号に掲げる場合を除く。） 第4条第3項 （指名停止の特例） 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294 72 3111